

## 船舶事故調査報告書

平成30年11月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年7月15日 14時45分ごろ
発生場所	福島県猪苗代湖西岸の崎川浜東方沖 平浜四等三角点から真方位178° 1,310m付近 (概位 北緯37° 27.7′ 東経140° 02.9′)
事故の概要	水上オートバイ啓和丸は、東進中、船長が負傷した。
事故調査の経過	平成30年7月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 啓和丸、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	230-52780埼玉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 水象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、崎川浜東方沖を約10～20km/hの対地速力で東進していた。</p> <p>船長は、本船の船首方で遊走している友人の水上オートバイの方に向かうつもりで増速しようとした。</p> <p>船長は、スロットルレバーを操作する際、崎川浜の湖岸の方がふと気になり、左手をハンドルから放して右手でハンドルを持った姿勢で船尾方を右向きに振り返ったところ、本船が急加速し、その反動により、右向きに振り返った状態で頭部が船尾方に振られ、本船の船尾方に落水した。</p> <p>船長の友人は、本船がついて来ないことに気付いて引き返したところ、無人の本船の近くにうつ伏せの状態で見えている船長を発見し、船長を救助して崎川浜の湖岸に戻り、119番通報を行った。</p> <p>船長は、救急車で病院に搬送され、中心性脊髄損傷と診断された。</p> <p>船長は、本事故当時、徐々に増速するつもりでスロットルレバーを軽く握るつもりであったが、右手だけでハンドルを持って船尾方を振り返る姿勢で同レバーを握ったので、無意識のうちに力が入ってしまったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、崎川浜東方沖を東進中、船長が、増速しようとしてスロットルレバーを操作する際、右手だけでハンドルを持って船尾方を振り返ったところ、無意識のうちに力が入って同レバーを強く握ったことから、急加速した反動により、右向きに振り返った状態で頭部が船尾</p>

	方に振られて負傷したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、崎川浜東方沖を東進中、船長が、増速しようとしてスロットルレバーを操作する際、右手だけでハンドルを持って船尾方を振り返ったところ、無意識のうちに力が入って同レバーを強く掴んだため、急加速した反動により、右向きに振り返った状態で頭部が船尾方に振られたことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 増速する際は、急加速しないよう、両手でハンドルを持ち、船首方を向いた姿勢でスロットルレバーの操作をゆっくり行うこと。